中高層住宅で、道路で、乗り物で、こんな点に注意！

性犯罪から身を守るための対策を

◇後ろから襲われないよう、エレベーターの壁を背にする。
◇非常ボタン、各階のボタンを押せる位置に乗る。
◇知らない人と2人きりになってしまい不安を感じたときは、直近の階のボタンを押し止まった階で降りる。

◆踊り場や階段付近で
◇付近を見回し、知らない人がうろついているときは、家族や近所の人に迎えにきてもらう。または、ほかに帰宅する人を待ち1人では行動しない。
◇被害にあったら、大声で助けを求める。

◆自宅で
◇自宅に入る前に周囲の状況、特に背後をよく確認する。
◇家に入ったらすぐに鍵をかける。
◇宅配便などがきてもすぐにドアの鍵を開けない。必ずドアスコープで周囲を確認し、ドアチェーンをかけたままで応対する。
◇高層階でもベランダにだれかが潜んでいることがあるので、戸締りを習慣づける。

【道路上での防犯対策】
◇防犯ブザーなどを携帯し、いつでも使用できるようにしておく。
◇夜間の1人歩きはなるべく避け、やむを得ない場合は明るく人通りの多い場所を通る。
◇後ろをつけられていると感じたら、近くの交番や商店などに助けを求める。

【乗り物での防犯対策】
◇ラッシュ時や混み合う急行電車を避け、比較的空いている普通電車を利用する。
◇中ごろの車両に乗る。また、死角になりやすいドア付近は避ける。
◇もし被害にあったら「やめてください」「痴漢！」と大声を出す。声がでない場合には防犯ブザーや携帯電話を鳴らし、周囲に助けを求める。
◇泣き寝入りすることなく、速やかに警察に被害を届ける。

⇩三鷹警察署街頭・侵入犯罪抑止総合対策推進本部☎49―0110内線6513

【中高層住宅での防犯対策】

◆エレベーターで
◇乗る前に不審者が周囲にいないか確認し、知らない人と2人で乗ることは避ける。

消費者相談窓口から ⑲⓪

消費者相談窓口 ☎47-9042

特定商取引法が改正されました
パソコン教室、結婚相手紹介サービス　中途解約OKに

〈相談〉　2カ月前から、パソコン教室に通い始めました。最初は順調だったのですが、最近になり仕事が忙しく通えないことが多くなりました。このまま続けていくことは難しいので解約したいと思います。できるでしょうか？（30代女性）

〈アドバイス〉　解約できます。ただし法律で定められた精算ルールに従うことが必要です。

◆法改正で2役務が追加に
特定商取引法が改正され平成16年1月1日から施行されました。これまで特定継続的役務として法で規制されていたのは、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾の4役務だけでした。今回の改正で、新たに、パソコン教室と結婚相手紹介サービスの2役務が規制対象に追加されました。

◆改正内容
期間が2カ月を超えるパソコン教室や結婚相手紹介サービスの契約をした場合・契約書を受け取ってから8日間以内は無条件で契約を解除できます。また、クーリング・オフ期間経過後でも理由のいかんに問わず契約を解除できます。中途解約の際には、事業者が消費者に請求できる損害賠償等の額には制限があります。いくら請求してもいいのではなく、中途解約時の精算ルールがあります。

◆精算ルールとは
中途解約の時期が、役務提供開始前と開始後とでは、事業者が消費者に請求できる額に違いがあります。開始前の上限は、パソコン教室が1万5千円、結婚相手紹介サービスが3万円です。開始後はすでに提供された役務に対する対価のほか、パソコン教室では「5万円または契約残高の20％のうち低い額」、結婚相手紹介サービスは「2万円または契約残高の20％のうち低い額」となります。
（消費者活動センター相談員）

第2回協働のまちづくりセミナー
たのしいヨ！フュージョン長池のまちづくり
「最初はたったひとりだった！」

講師の富永一夫さんは、「多摩ニュータウンを、安心して暮らせる、魅力あるまちにしたい」と、NPO・フュージョン長池を設立、八王子市の長池公園自然館（長池ネイチャーセンター、面積約20㌶）の管理・運営を受託しました。町会・自治会活動からまちづくり起業への実践者でもある富永一夫さんの楽しいお話のセミナーです。

▽1月29日㈭午後6時30分～9時、市民協働センター（下連雀4―17―23）で。
▼ファクス、電話、メールで市民協働センター（コミュニティ文化室）FAX46―0148・☎46―0048・Eメール：c-ito@city.mitaka.tokyo.jpへ申し込む。先着80人。

市民協働センター
ふれあう市民活動展

昨年12月に開館した市民協働センターでは、市内のボランティア連絡協議会、市民活動団体、NPO、住民協議会などの活動記録を写真やパンフレットなどで展示しています。

市民団体同士での連絡やPRに利用できる「ふれあい掲示板」も用意しています。

▽2月19日㈭までの午前9時～午後9時30分、市民協働センター（下連雀4―17―23、火曜日休館）ふれあい展示ホールで。
⇩同センター☎46―0048

宅内排水設備の調査・清掃の勧誘にご注意！

各家庭を訪問して、市の業務と関係があるかのような紛らわしい内容で、排水設備の調査や清掃を勧誘している業者が急増しています。市では、宅地内の排水管の清掃（洗浄）、宅地内の排水管や汚水ますなどの修繕・取替え、ご依頼のない業者の紹介などは一切行っていませんので、十分ご注意ください。

清掃が必要かどうかは、みなさんでも確認できます。宅地内の「ます」のふたを開け、水の流れ、ごみ、悪臭、排水管内の汚れなどを確認してください。

宅地内の排水管の清掃が必要な場合は、個人の負担となります。業者に依頼する場合は、点検を業者まかせにせず一緒に行い、見積りを取るなど十分検討してから契約してください。

業者がわからない場合は、三鷹市指定の排水設備工事事業者を紹介しています。
⇩下水道課☎内線2874

違反広告物撤去活動のボランティアを募集

「三鷹市違反広告物撤去活動員制度」は、撤去してもすぐに新たな違反広告物（道路上のはり紙、はり札、立看板など）が設置され、行政のみの対応では限界がある現状から、市民のみなさんと協働で安全な歩行空間を確保し、きれいで安全なまちを実現するために昨年9月に創設されました。現在、11グループ、延べ65人のみなさんが違反広告物撤去活動員として活躍中です。

撤去活動に従事してくれるボランティアを募集します。

◆応募要件　20歳以上で市内に在住・在勤・在学し、継続的かつ積極的に違反広告物の撤去活動ができる方。申請後、市が行う違反広告物撤去活動に関する講習会を受講していただきます（必修）。今回の講習会は、第1回目2月中旬、第2回目2月下旬を予定。

◆活動内容　講習会受講修了者を、違反広告物撤去活動員に委任し、身分証明証、腕章を貸与し、用具類（手袋、ニッパー、ゴミ袋など）を提供します。活動は、日時・場所などを市と調整してから必ず3人以上で行動し、終了後に報告書を提出します。活動中の事故に備え、市が市民活動災害補償保険に加入します。

▼1月30日㈮までに、3人以上でグループをつくり、代表者が申請用紙に必要事項を記入し申請する。なお、この期間以外でも募集を受け付けますのでお問い合わせください。
⇩道路整備課☎内線2844

博多「御寮さん」料理講習会

JA全農福連・㈱東京多摩青果・三鷹青果商組合協力、「御寮さん」とは博多弁で「良き妻」のこと。博多の特産品をふんだんに使った料理講習会です。お土産付き。

▽2月5日㈭①午前10時から、②午後1時30分からの計2回開催。三鷹市消費者活動センターで。筆記用具・エプロン持参。
▼1月19日㈪～30日㈮（土・日曜日を除く）の午前9時～午後5時に消費生活係☎内線2545または消費者活動センター☎43―7874へ申し込む。先着各35人。

ハーブとオリーブオイルを使った石けんづくり

三鷹市消費者活動センター運営協議会主催。香りを楽しみ、癒しを生活に。

▽2月6日㈮午後1時～3時、消費者活動センターで。講師は岸本マサ子さん（日本アロマテラピー協会会員）。筆記用具、エプロン持参。
▼1月19日㈪午前10時～正午および20日㈫午前10時～午後2時に、消費者活動センター☎43―7874へ申し込む。先着30人。

悪質商法110番開催

東京司法書士会では、電話および面談による無料相談会を開催します。

一人暮らしの老人や社会に出たばかりの若者を狙う悪質商法。最近では、インターネットによる物品販売や、携帯電話を使った勧誘など新しい手口が増えてきました。

▽1月24日㈯・25日㈰午前10時～午後4時
◆電話相談　☎03―3353―9205
◆面談による相談　事前に同会☎03―3353―9191で予約。会場は東京司法書士会館（四谷駅徒歩4分）で。

「新川みどりの広場」の工事期間中の利用について

新川みどりの広場は、三鷹市農業公園（仮称）設置工事（実習農園、ガーデニングエリア等）に伴い、1月26日㈪～3月31日㈬の工事期間中一部が使用できなくなります。

整備後の農業公園自由広場は4月1日㈭から、団体、個人とも利用できる予定です。

工事期間中の自由広場の代替地として、新川天神山青少年広場（新川二丁目・一部直火使用可能）、連雀中央公園（上連雀六丁目・コンロ等の使用可能）が利用できます。使い方など詳細は緑と公園課☎内線2835へ。
⇩生活経済課都市農業係☎内線3063

ちょこっと共済
（交通災害共済）
加入申込書を全世帯にお届けします

都内39市町村が共同で運営する「ちょこっと共済」は、住民が会費を出し合い、交通事故にあった時、見舞金を受けられる助け合いの制度です。

継続加入および新たに加入を希望する方は、受付開始前後にご家庭に配布される申込書により加入手続きを行ってください。

◆会費　Aコース：年額1千円で最高300万円の見舞金、Bコース：年額500円で最高150万円の見舞金の2コースから選択
◆共済期間　4月1日～平成17年3月31日
▼2月2日㈪から加入申込書に会費を添えて、市役所1階市指定金融機関派出所・各市政窓口および市内の各金融機関で申し込む。
⇩都市交通課☎内線2884

第6回
SOHOフェスタ in MITAKA　出展者募集

㈱まちづくり三鷹主催。第6回目となる今回は出展者と来場者との交流、SOHO活動の情報発信による新しいビジネス、ネットワーク創出を目的としています。事業内容のPRや商品展示、販売も可能です。

◆出展料（1区画）
①一般展示5千円、②パネル展示3千円、③パンフレット展示1千円
※展示パネル、展示台、電気料、パンフレット、告知はがきを含む。

▽2月20日㈮午後1時～5時、三鷹産業プラザ7階で。
▼申込書に必要事項を記入し㈱まちづくり三鷹☎40―9669・FAX40―9750・Eメール：festa@mitaka.ne.jpへ申し込む。くわしくはhttp://www.mitaka.ne.jp/tmo/sohofesta/で。